

薬衛第 1000 号
平成 30 年 9 月 13 日

公益社団法人 熊本県薬剤師会長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長

麻薬小売業者免許、麻薬小売業者間譲渡許可の継続申請等及び麻薬年間届の
提出等の周知について（依頼）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、麻薬小売業者免許又は麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が平成 30 年 12 月 31 日までの
者は、継続申請等の手続が必要となります。

また、麻薬小売業者は、毎年 11 月 30 日までに麻薬年間届を提出する必要があります。

つきましては、下記事項に御留意のうえ、必要な手続を取られるよう、貴会員への周知をよろ
しくお願いいたします。

なお、申請に必要な様式や年間届の様式については、熊本県のホームページからダウンロードす
ることができます。（http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_2796.html）

記

1 有効期間満了後、継続して麻薬小売業者免許を取得する場合の申請方法について

(1) 麻薬小売業者免許申請に必要な書類

①申請書

②診断書

精神障害又は麻薬若しくは覚せい剤の中毒について診断したもので、申請書の提出時点で
診断日が 1 か月以内のもの。法人の場合は、業務を行う役員全員分が必要です。

なお、精神機能の障害に関して「専門家による判断が必要」との診断がある場合は、別途診
断書の提出や記載内容の確認が必要となる場合があります。

③業務を行う役員の範囲を示す書面（組織図）及び登記事項証明書（法人の場合）

麻薬及び向精神薬取締法に係る業務を行う役員の範囲を示す書面は、代表者の記名押印に
より証明されたものを添付してください。

④熊本市内の麻薬小売業者にあつては薬局開設許可証原本及び写し（原本は提示）

熊本市保健所に薬局開設許可更新を申請中の場合は、薬局開設許可更新を申請中である旨
を申請書の備考欄に記載したうえ、薬局開設許可更新申請書の写し（熊本市保健所の受付印
があるもの）等、薬局開設許可の更新申請中であることを証する書類を添付してください。

熊本県内の複数店舗分の申請を同時に行う場合、診断書及び登記事項証明書については、1 店
舗分は原本を添付してください。他の店舗分は複写でも構いません。その場合、複写の診断書等
の下余白に、原本を提出した保健所名（熊本市保健所は除く）と麻薬業務所（薬局）名を記載し
てください。

(2) 提出先

提出先	提出部数	提出時期	手数料
麻薬業務所の所在地が熊本市の場合 →薬務衛生課	1部	平成30年11月1日(木) ～平成30年11月30日(金) (薬務衛生課においては、平成30年11月12日(月)～平成30年11月16日(金)) ※「5その他」も併せてご確認ください。	4,000円 (熊本県収入証紙)
麻薬業務所の所在地が熊本市以外の場合 →管轄する県保健所			

(3) 有効期間の満了した麻薬小売業者免許証の返納について

有効期間満了後の免許証は、麻薬小売業者免許証返納届に添え、管轄する保健所(熊本市内の業務所は、薬務衛生課)へ、平成31年1月15日までに返納してください。

2 有効期間満了後、継続して免許を取得しない場合の届出について

麻薬小売業者が継続して免許を取得しない場合に、必要な手続です。

麻薬を所有している場合には、事由発生後50日以内に熊本県内の麻薬診療施設の開設者等へ譲渡するか、麻薬廃棄届を提出のうえ当該麻薬の廃棄をする必要があります。

必要書類	提出先	提出部数	提出期限	備考
麻薬小売業者業務廃止届	麻薬業務所の所在地が熊本市の場合 →薬務衛生課	1部	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬小売業者免許証を添付。
	麻薬業務所の所在地が熊本市以外の場合 →管轄する県保健所			
残余麻薬届	麻薬業務所の所在地が熊本市の場合 →薬務衛生課	1部	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として届出が必要。
	麻薬業務所の所在地が熊本市以外の場合 →管轄する県保健所			
残余麻薬譲渡届	麻薬業務所の所在地が熊本市の場合 →薬務衛生課	1部	譲渡した日から15日以内	麻薬の所有がない場合は、届出不要。
	麻薬業務所の所在地が熊本市以外の場合 →管轄する県保健所			
麻薬廃棄届	麻薬業務所の所在地が熊本市の場合 →薬務衛生課	1部	事前	届出後、麻薬取締員等の立会いの下、廃棄。業務廃止後50日以内に廃棄を済ませる必要があります。
	麻薬業務所の所在地が熊本市以外の場合 →管轄する県保健所			

3 麻薬年間届について

麻薬小売業者（薬局開設者）は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に所有し、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、平成 30 年 9 月 30 日現在で麻薬年間届を作成し、管轄する保健所（熊本市内の業務所は、薬務衛生課）へ平成 30 年 11 月 30 日までに 1 部提出してください。

なお、この期間に麻薬を所有しなかった場合においても、麻薬年間届に「在庫なし」と記載して提出してください。

4 有効期間満了後、継続して麻薬小売業者間譲渡許可を取得する場合の申請方法について

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請に必要な書類

- ①許可申請書
- ②許可申請書の副本（申請業務所数と同じ部数）

(2) 提出先

提出先	提出部数	手数料
薬務衛生課	正本を 1 部、副本を申請業務所数と同じ部数	なし

(3) 有効期間を満了した麻薬小売業者間譲渡許可書の取り扱いについて

許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合は、失効した麻薬小売業者間譲渡許可書を返納する必要はありませんが、許可を受けた日から 5 年間保存となりますのでご注意ください。

なお、麻薬小売業者免許の継続許可を受けずに麻薬の譲渡・譲受を行った場合には違法となるおそれがあることに留意してください。

ただし、以下の場合のいずれかに該当するときは許可書の返納が必要です。

- ①全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。
- ②全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
- ③麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

(4) 許可業者のいずれかに変更があった場合について

許可業者は譲渡許可の有効期間内において、以下変更等を生じた場合は、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可変更届を提出してください。

- ①許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき
- ②許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき
- ③許可業者の氏名（法人にあってはその名称）、住所（法人にあっては、その主たる業務所の所在地）に変更を生じたとき
- ④麻薬業務所の名称等に変更を生じたとき

5 その他（麻薬業務所の所在地が熊本市の場合の受付窓口について）

麻薬業務所の所在地が熊本市の場合、以下のとおり当該手続に係る専用窓口を設けますので、できるだけこの期間に手続等を行ってください。

受付期間：平成30年11月12日（月）～平成30年11月16日（金）

受付時間：午前10時から正午、午後1時から午後4時

受付場所：県庁新館2階 薬務衛生課前 共用会議室

担当

熊本県健康福祉部健康局

薬務衛生課 太田、緒方

電話 096-333-2242（直通）